

## 令和8年度税制改正(所得税)の主な内容

### 1. 基礎控除と給与所得控除の引き上げ

基礎控除と給与所得控除の最低保証額について、直近2年間の物価上昇率に連動して控除額を引き上げる仕組みを導入し、本年の税制改正においては以下のように引き上げる。改正は令和8年分以後の所得税について適用する。

#### (1) 基礎控除の引き上げ

合計所得金額	令和7年分	令和8・9年分
132万円以下	(本則) 58万 (特例) 37万	(本則) 62万 (特例) 42万
336万円以下	(本則) 58万 (特例) 30万	
489万円以下	(本則) 58万 (特例) 10万	
655万円以下	(本則) 58万 (特例) 5万	(本則) 62万 (特例) 5万
2,350万円以下	(本則) 58万 (特例) 無し	(本則) 62万 (特例) 無し
2,400万円以下	(本則) 48万 (特例) 無し	(合計) 48万
2,450万円以下	(本則) 32万 (特例) 無し	(合計) 32万
2,500万円以下	(本則) 16万 (特例) 無し	(合計) 16万
2,500万円超		基礎控除の適用無し

#### (2) 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

収入金額	令和7年分	令和8・9年分
190万以下	65万 (最低保証額)	69万+5万(特例) =74万 (最低保証額)
220万以下	収入金額×30%+8万 (65万超~74万以下)	
360万以下	収入金額×30%+8万 (74万超~116万以下)	
660万以下	収入金額×20%+44万 (116万超~176万以下)	
850万以下	収入金額×10%+110万 (176万超~195万以下)	
850万超		195万

上記(1)(2)の改正により、給与所得者の場合、所得税が課税されない給与収入の上限(課税最低限)は、178万円(令和7年は160万円)となる。

## 2. 人的控除の所得要件、控除額の引き上げ

基礎控除、給与所得控除の引き上げに伴って、配偶者控除、扶養控除等の合計所得金額要件をそれぞれ4万円引き上げる。またひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の控除額を35万円から38万円に3万円引き上げる。

収入金額	所得要件	令和7年	令和8年
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	58万円	62万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	58万円	62万円
特定親族特別控除	一定の親族の合計所得金額	58万超 123万以下	62万超 123万以下
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円	62万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額	58万円	62万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の合計額 (所得控除額)	58万円 35万円	62万円 38万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	85万円	89万円
家内労働者等の特例	—	65万円	69万円

## 3. 住宅ローン控除の延長と見直し

住宅ローン控除は適用期限を令和12年末まで5年間延長したうえで、以下の見直しを行う。

### (1) 借入限度額、控除率及び控除期間

(新築等の場合)

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万 (特例対象個人は5,000万)	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万 (特例対象個人は4,500万)		
省エネ基準適合住宅	令和8年～令和9年	3,000万 →2,000万 (特例対象個人は3,000万)		

(既存住宅の場合)

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,000万 →3,500万 (特例対象個人は4,500万)	0.7%	10年 →13年
ZEH水準省エネ住宅		3,000万 →2,000万 (特例対象個人は3,000万)		
省エネ基準適合住宅		2,000万		
上記以外の住宅				10年

### (2) 床面積要件の緩和措置

従来、新築の特例居住用家屋または特例認定住宅等に限られていた床面積要件の緩和措置(床面積40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満の居住用家屋への住宅ローン控除適用)について、住宅区分に関わらず適用可能とした。ただし、その者の合計所得金額が1,000万円を超える年については適用不可とする。

### (3) 借入限度額の上乗せ措置(子育て世帯等への支援)

特例対象個人(※)への借入限度額の上乗せ措置を拡充し、新築等に限定されていた対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも適用可能とした。ただし、(2)床面積要件の緩和措置との選択適用とする。

(※)特例対象個人とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

### (4) 災害危険区域等内の新築住宅への特例不適用

安心安全な住まいの実現の観点から、土砂災害などの災害レッドゾーン(災害危険区域等※)での新築(建替えを除く)は適用対象外とする。本改正は令和10年1月1日以後に居住の用に供された住宅について適用する。

(※)災害危険区域等とは、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域をいう。

## 4. NISA つみたて投資枠の拡充

次世代の資産形成を支援する観点から、NISAのつみたて投資枠について口座開設対象年齢(18歳以上)を撤廃し、新たに0歳～17歳を対象としたつみたて投資枠を創設する。

	成長投資枠	つみたて投資枠	つみたて投資枠(改正)
制度対象者	18歳以上	18歳以上	0歳～17歳
非課税保有期間		無制限	17歳まで
年間投資上限	240万	120万	60万
生涯非課税限度	内1,200万 合計1,800万		600万
対象商品	上場株式 ETF・REIT 株式投資信託等	長期積立分散投資に適した 一定の株式投資信託等	
払出し	制限なし	一定の要件の下 12歳以降は可	

子の年齢が18歳に達した場合は、自動的に従来のつみたて投資枠に移行する。原則18歳に達するまでは資金の払い戻しはできないが、子が12歳に達した以降、払い戻し事由が特定事由(子の入学金、教育費又は生活費の支払い)であって、子がその払い戻しに同意したことを示す一定の書類が提出された場合は払戻すことができる。

## 5. 暗号資産に関する所得の分離課税化

上場株式等の譲渡から生じる所得が分離課税である一方、従来より暗号資産の譲渡から生じる所得は総合課税の対象となっていたため、健全な取引環境の構築に向けた法整備等を前提として、一定の要件を満たす暗号資産(特定暗号資産)の現物取引、デリバティブ取引及びETFから生じる所得を分離課税(所得税15%、個人住民税5%)の対象とする。

暗号資産の譲渡により最終的に生じた損失について、一定の要件の下、翌年以後3年間の各年分の暗号資産に係る譲渡所得等の金額から繰越控除可能とする。

一方、分離課税の対象とならず、依然として総合課税の譲渡所得の対象となる暗号資産取引については以下の措置を講ずる。

- 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しない。
- 当該暗号資産の譲渡は、長期譲渡所得の金額の計算上2分の1とする処置を適用しない。
- 当該暗号資産の譲渡所得の計算上生じた損失の金額は他の所得との損益通算できない。

上記の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の翌年の1月1日以後に行う暗号資産の譲渡等について適用する。

## 6. 青色申告特別控除の見直し

記帳水準の向上を図るとともに、デジタル時代にふさわしい記帳や申告を一層推進する観点から、青色申告特別控除について見直しを行う。

(取引を正規の簿記の原則に従って記録している場合)

条件	令和8年	令和9年以降
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表、損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行う場合	65万	
上記に加え、 その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法に従って電磁的記録の保存等を行っていること。 (次のいずれかに該当する場合に限る) ①仕訳帳及び総勘定元帳について一定の要件に満たす電磁的記録の保存等を行っている場合 ②特定電子計算機処理システムを使用して、電子取引の取引情報の電磁的記録を一定の要件に従って保存している場合	65万円	75万円
その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表、損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合	55万円	10万円

(取引を簡易な簿記の方法に従って記録している場合)

条件	令和8年	令和9年以降
前々年の不動産所得又は事業所得に係る収入金額が1,000万円を超える場合	10万円	適用無し

上記の改正は、令和9年分以降の所得税について適用する。

## 7. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保する観点から、所得税額に対し税率1%の新たな付加税として「防衛特別所得税(仮称)」を創設する。ただし家計の課税負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率を1%引き下げる。(所得税額に対して現行2.1%→1.1%) 同時に、復興特別所得税の課税期間を令和29年まで10年間延長する。

防衛特別所得税の課税期間は、令和9年1月からとする。

## 8. 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

通勤距離が片道65キロ以上の者の1か月当たりの非課税限度額を以下の通り引き上げる。

現行		改正	
通勤距離	非課税限度額	通勤距離	非課税限度額
片道55キロ以上	38,700円	片道55キロ以上 65キロ未満	38,700円
		片道65キロ以上 75キロ未満	45,700円
		片道75キロ以上 85キロ未満	52,700円
		片道85キロ以上 95キロ未満	59,600円
		片道95キロ以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1か月当たりの非課税限度額については、その通勤距離に応じた非課税限度額に1か月当たり当該駐車場等の料金相当額(5,000円を上限)を加算した金額とする。

適用開始時期は未定。